

目 次

序 章 戦略策定の背景	1
第 1 章 本県における現状と課題	4
1 主要産業の動向	4
2 知的財産の現状とアンケート調査結果	7
3 産業界の現状と課題	9
4 大学の現状と課題	10
5 行政の現状と課題	11
第 2 章 戦略の基本目標	13
1 知的創造サイクルの分野別戦略	13
2 知的創造サイクル確立のために	14
第 3 章 基本目標実現に向けた主体別の役割・取り組み	16
1 知的財産の創造	16
2 知的財産の保護	18
3 知的財産の活用	20
4 人材の育成	22
第 4 章 知的創造サイクル確立に向けた施策	24
1 知的財産の創造	24
2 知的財産の保護	27
3 知的財産の活用	28
4 人材の育成	30
第 5 章 戦略の実現に向けて	31
(参考資料) 知的財産アンケート調査結果	32

序章 戦略策定の背景

我が国の経済は、右肩上がりの高度成長時代を経て、1990年代初頭にバブル経済が崩壊して以来、長期化する不良債権問題など様々な要因が複合的に重なり合って、未曾有の不況に陥ったが、近年の規制緩和などによる構造改革が進んだことにより、ようやく負の遺産から脱却し、経済は再構築されつつある。

その一方で、人材・資金・情報の移動の自由度が増大する経済のグローバル化の進展、中国をはじめとする新興工業国の台頭による国際競争の激化など、世界経済を取り巻く状況の変化が生じてきており、我が国においては、少子高齢化の進行による労働人口の減少、国境を越えた生産拠点の最適立地化の進行、消費者ニーズの高度化・多様化などの状況が変化する中、今日の経済活動において、知識が生み出す付加価値の重要性は格段に高まっている。

これらの状況の変化に対応し、国際的な競争力を高め、我が国の経済成長を図るには、技術革新による高付加価値化と生産性の向上に加え、コンテンツやブランドといった広い意味での知的財産¹の創造活動を活性化し、その成果を適切に保護し、有効に活用することが必要となる。

こうした中、国では、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」の実現を目指し、平成14年に「知的財産戦略大綱」を策定した。その後、平成15年には「知的財産基本法」が施行されるとともに、知的財産戦略本部が設置された。

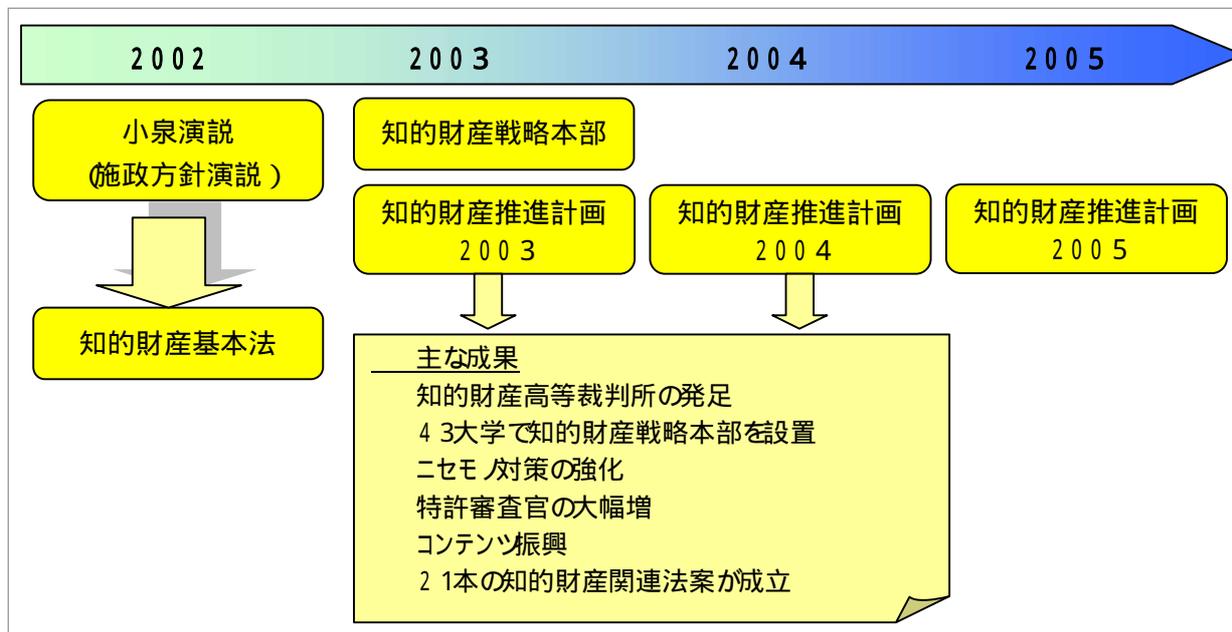
知的財産戦略本部においては、平成15年7月の知的財産推進計画2003策定以降、知的財産を取り巻く環境の変化に合わせ、毎年、推進計画の見直しを行い、知的財産立国の実現を目指している。これまでの具体的成果として、創造分野では、大学知的財産戦略本部や技術移転機関(TLO²)が全国各地で設置され、研究成果を民間に移転する体制の整備が進んだ。保護分野では、特許庁において任期付審査官の大量採用の開始により審査期間短縮のための体制整備が進むとともに、知的財産に関する訴訟を専門に扱う知的財産

¹ 知的財産：発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう（知的財産基本法第2条第1項）。

² TLO：Technology Licensing Organization の略。大学等の技術、アイデア、発明を評価・特許化し、適切な企業へ積極的にマーケティングを行い、技術移転に結びつける機関。このようなTLOの設立を促進するため、平成10年に「大学等技術移転促進法」が制定され、この法律に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣の承認を受けると、助成金の交付や産業基盤整備基金による債務保証等の支援措置を受けることができる。

高等裁判所が設置され、質の高い審理判断を迅速に行うことが期待されている。活用分野では、信託業法の改正により知的財産を信託業の対象とすることが可能となり、知的財産の管理・活用が容易化された。

知的財産立国の歩み



一方、地方公共団体は、知的財産基本法の中で、知的財産の創造、保護及び活用に関し、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な取り組みを実施する責務³を有するとされた。

これらの状況の変化及び国の動向を踏まえ、本県においては、産学官が連携して、知的財産の創造、保護、活用という知的創造サイクルを確立し、知的財産を活用して「活力ある産業県やまなし」を実現するために「やまなし知的財産戦略」を策定することとした。

なお、この戦略で対象とする知的財産権⁴は、産業財産権（特許権⁵、実用新案権⁶、意匠権⁷、商標権⁸）及び種苗法による品種登録（育成者権⁹）を中心とし、著作権¹⁰や営業秘密¹¹

³ 地方公共団体の責務：地方公共団体は、基本理念にのっとり知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する（知的財産基本法第6条）。

⁴ 知的財産権：特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう（知的財産基本法第2条第2項）。

⁵ 特許権：新規な発明を創作したものに与えられる独占権。特許権を得るためには、特許庁に対して特許出願を行い、審査を経なければならない。存続期間は特許出願の日から20年。

⁶ 実用新案権：物品の構造、形状に関する考案を保護する権利。特許と異なり形式的な審査のみを行う無審査主義を採用。存続期間は出願日から10年。

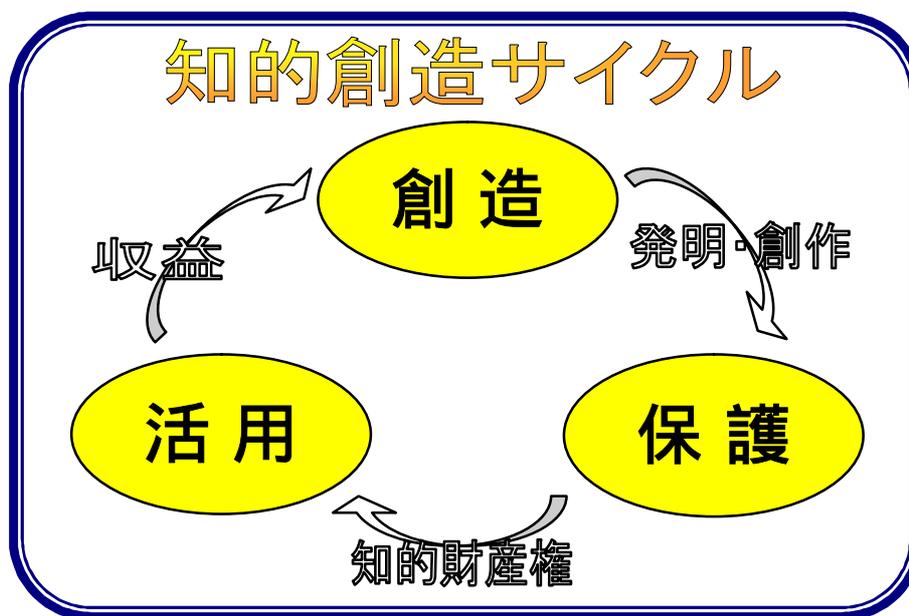
⁷ 意匠権：物品の形状や模様などのデザインを保護する権利。存続期間は登録の日から15年。

⁸ 商標権：商品やサービス（役務）を識別する商標を保護する権利。存続期間は登録から10年だが、登録の更新により永久的な権利の存続が可能。

⁹ 種苗法による品種登録（育成者権）：農産物の新品種の育成者の権利を保護するために、品種を登録する制度により登録品種や従属品種を利用する権利を育成者に専有させるもの。

(ノウハウ)も視野に入れたものとする。

また、本文中に「企業」とあるのは、農林水産事業者を含むものとする。



¹⁰ 著作権：思想または感情を創作的に表現したものを保護する権利で、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの（プログラムを含む）。保護期間は著作者の存命中及び死後50年（ただし、映画の場合は70年）。

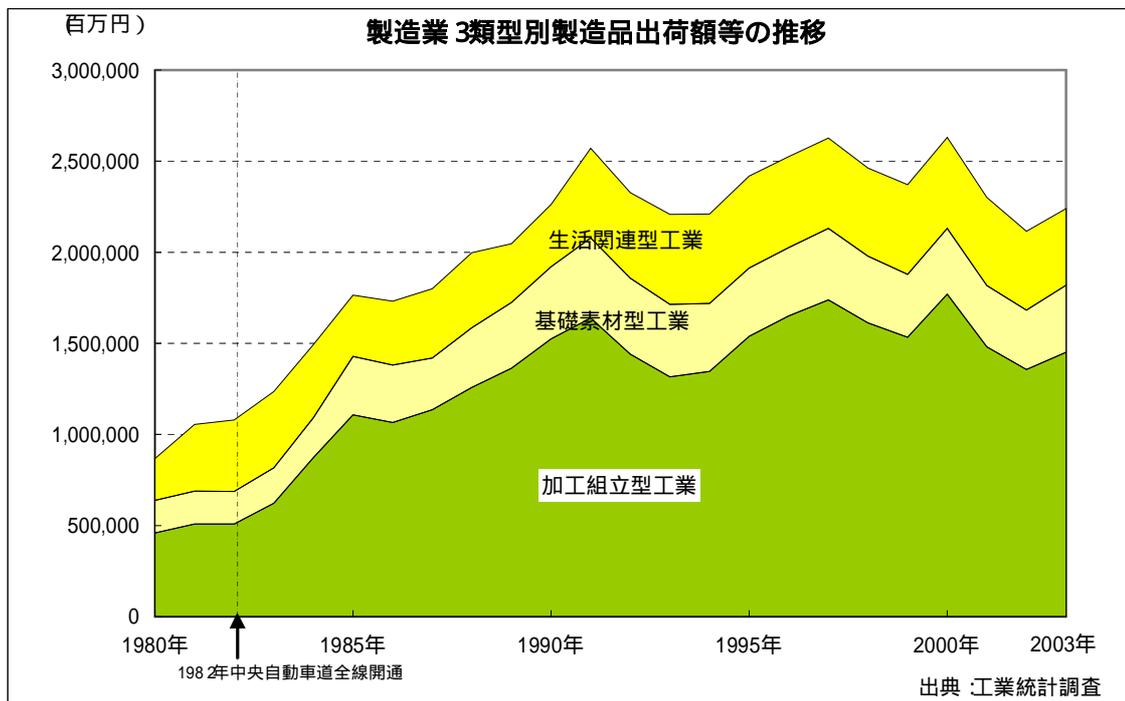
¹¹ 営業秘密：1秘密として管理されていること、2有用な情報であること、3公然と知られていないことの3つの要件を満たす技術上、営業上の情報をいう。不正競争防止法において、営業秘密の不正な取得・使用・開示行為に対して民事的及び刑事的な保護を定めている。

第1章 本県における現状と課題

1 主要産業の動向

(製造業)

本県における工業の製造品出荷額等の製造業3類型別推移を見ると、1982年の中央自動車道の全線開通以降、加工組立型工業が大きな成長を遂げてきており、2003年における製造品出荷額等に占める割合は64.8%と、全国の46.6%を大きく上回っており、加工組立型工業に分類される一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業は、山梨県のリーディング産業であるといえる。また、加工組立型工業の中でも、一般機械と電気機械は突出しており、全体に占める割合はそれぞれ19.8%、35.7%となっている。特に、電子部品、半導体デバイス、半導体製造装置、液晶製造装置、産業用ロボット等における産業集積が見られ、県内における知的財産についても一般機械と電気機械に関わる企業の特許出願・登録が多く、今後も本県のリーディング産業として、知的財産の創造に寄与することが期待される。

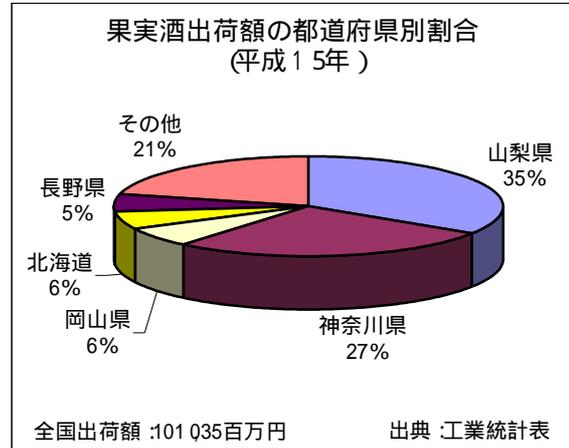
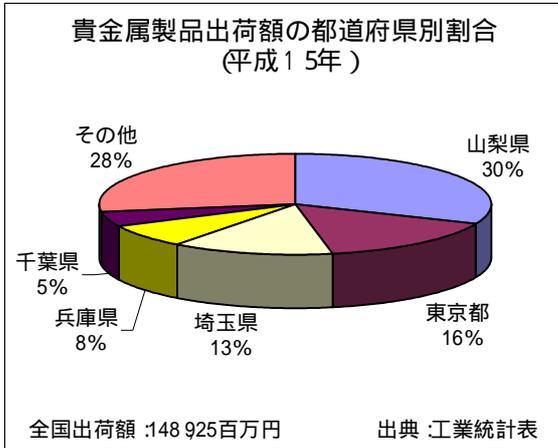


生活関連型工業 = 食料品、飲料、飼料、繊維、衣服、その他、家具、装備品、出版、印刷、なめし革、その他の製造業
基礎素材型工業 = 木材、木製品、パルプ、紙、化学、石油、石炭、プラスチック、ゴム、窯業、土石、鉄鋼、非鉄金属、金属
加工組立型工業 = 一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械

(地場産業)

本県の代表的な地場産業としては、宝飾、ワイン、織物、家具、ニット、和紙、印章、硯、

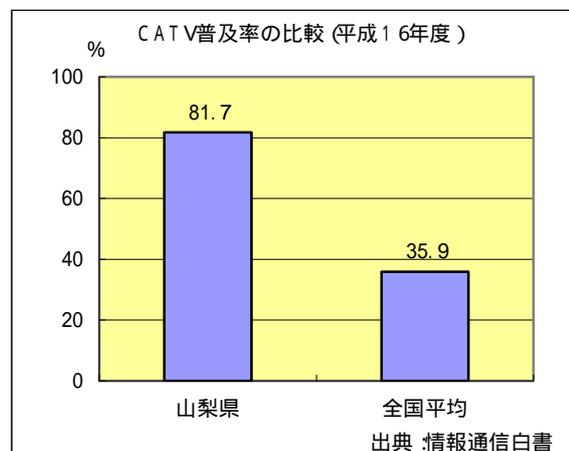
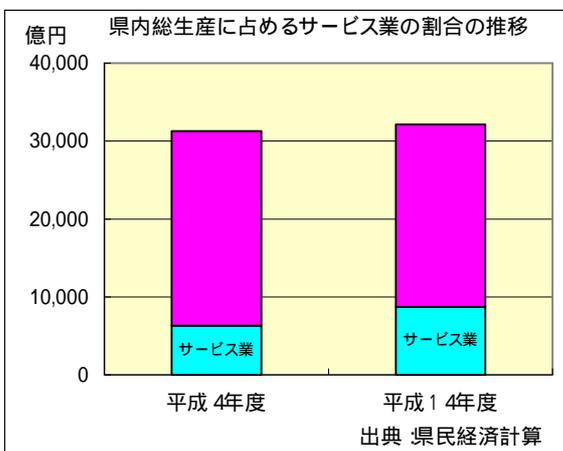
花火等が挙げられる。これらの中で、宝飾、ワインについては、貴金属製品出荷額、果実酒出荷額が全国トップのシェアを占めており、産業の集積が見られる。今後は、製品の高品質化やデザイン力の向上を図り、地域の特性を生かしたブランド化を推進することにより、さらなる発展が期待される。



(サービス業)

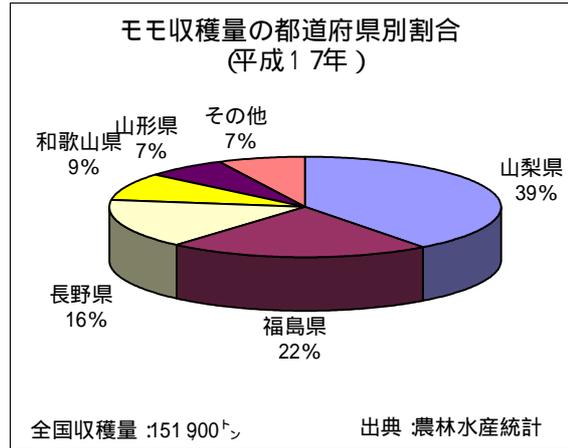
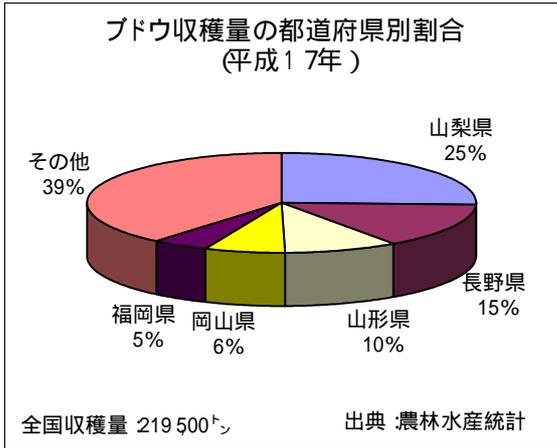
本県のサービス業は、その産業別県内総生産額の推移を見ると、平成4年度から平成14年度の間全産業に占める生産額の割合は、20.2%から27.1%に増加しており、県内最大の産業になっている。

本県には、富士山や南アルプス、ハヶ岳などの豊かな自然景観や果樹、ワイン等の産業を抱える全国ブランドの観光地が存在する。県においては、観光立県として観光を本県の重要な産業の一つと位置づけ、富士の国やまなしネットの構築による情報発信機能の強化などにより、本県の魅力を発信し、観光の振興を図っている。また、情報通信業では、CATVの普及率が8割を超え、全国一の普及水準にあり、これに加え、整備が進んでいる光ファイバによる高速情報通信網の幹線である情報ハイウェイを活用することにより、コンテンツ産業の発展が期待される。



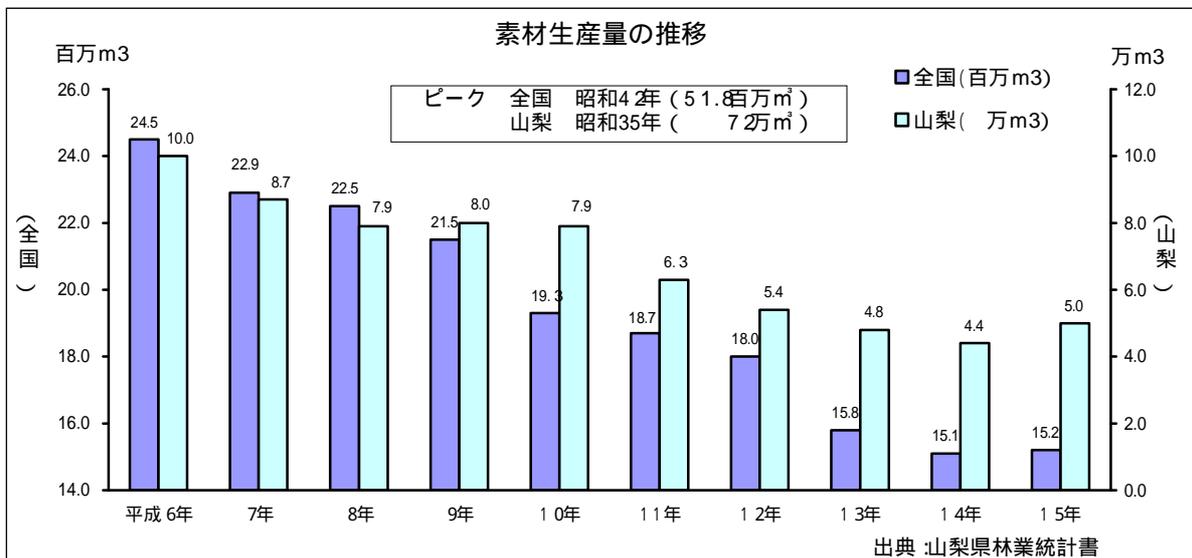
(農 業)

本県の農業は、内陸特有の気象条件や平坦地から高冷地まで続く自然条件、さらに首都圏や大消費地に近い有利な立地条件を生かし、新技術、新品種の開発普及による生産性の高い農業生産が行われており、土地生産性は全国トップクラスとなっている。なかでも、ブドウ、モモなどの落葉果樹の生産は盛んで、農業生産の中核をなしており、特選農産物認証制度やオリジナル品種の開発によるブランド化に取り組んでいる。



(林 業)

本県は県土の約78%を森林が占める全国有数の森林県である。このうち県有林の占める割合は約46%と全国一で、県有林の多面的な機能を維持するため、森林経営を評価する世界的な認証機関である森林管理協議会(FSC)の森林管理認証を全国の都道府県有林で初めて取得した。また、全国的に素材生産量の減少傾向など厳しい経営環境が続く中で、今後も持続的に林業経営を進めるため、県下3カ所に県産材供給拠点を整備し、間伐材の利用促進などを図るとともに、県産材を使ったオリジナル製品を開発し、意匠権を取得するなど、知的財産の創造への取り組みも進めている。



2 知的財産の現状とアンケート調査結果

平成16年における本県の産業財産権の出願件数、登録件数の状況は次のとおりである(特許行政年次報告書2005年版「統計・資料編」より)。

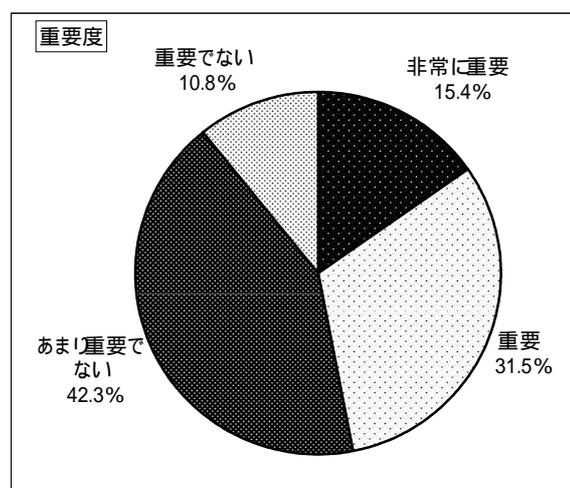
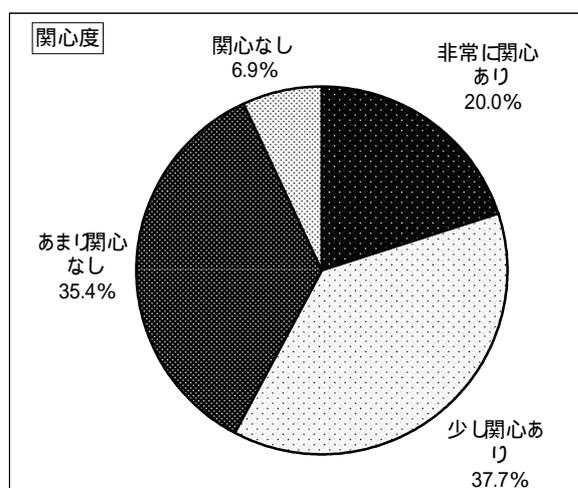
	出願件数				登録件数			
	全国	山梨県	比率	順位	全国	山梨県	比率	順位
特許権	368,416	916	0.25%	27	112,527	288	0.26%	24
実用新案権	6,337	33	0.52%	30	5,932	35	0.59%	30
意匠権	37,565	110	0.29%	29	30,485	43	0.14%	35
商標権	110,270	525	0.48%	28	82,995	443	0.53%	24

この表から見て取れるように、いずれの産業財産権も全国に占める比率は低いものの、順位は中位となっている。このうち、特許権については、出願・登録件数とも大企業が大部分を占め、中小企業からのものはごく僅かとなっている。

知的財産権に関する専門家である弁理士は、平成17年8月1日現在で全国に6,182名いるが、山梨県に主たる事務所を有する弁理士はわずか5名にとどまっている。

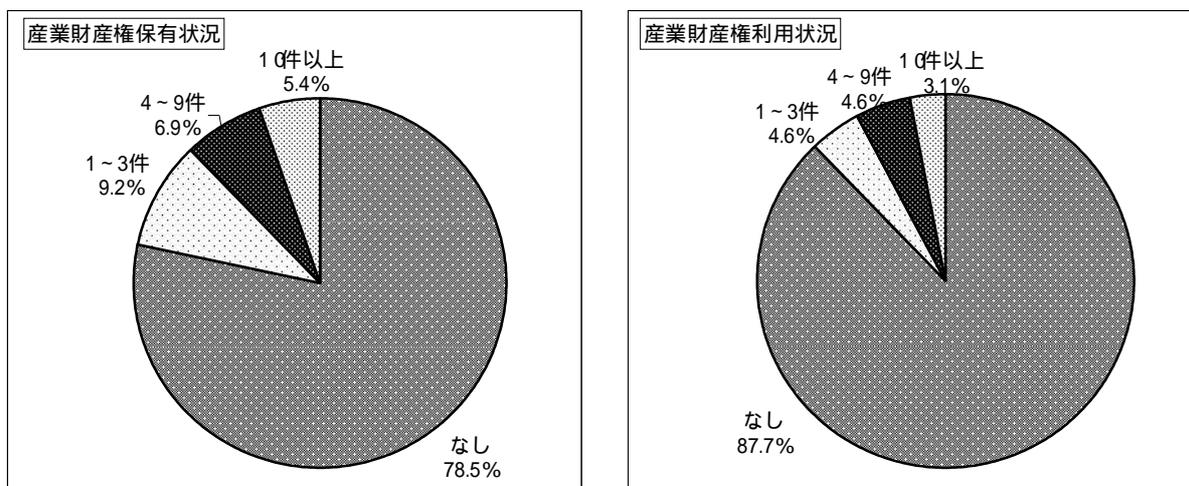
一方、県内製造業500社を対象に実施した知的財産に関するアンケート調査結果の概要は次のとおりとなっている(回答数130社、回答率26.0%。詳細は巻末のアンケート調査結果参照)。

事業活動を行うに当たって知的財産に関心があると回答した企業は5割を上回っているが、重要であると回答した企業は5割を下回っており、関心はあるものの重要性の認識はやや低いという結果となっている。



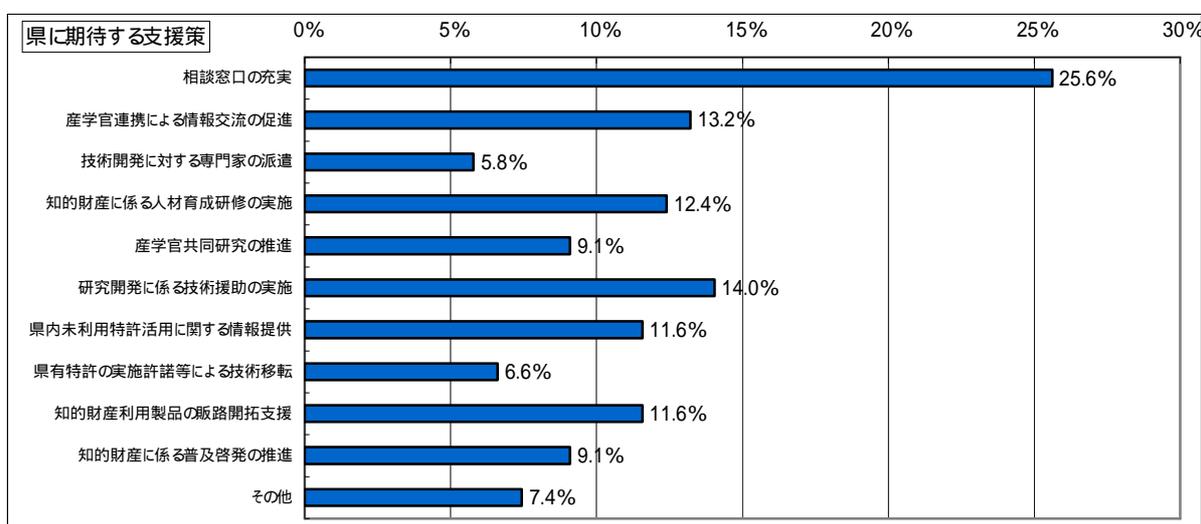
産業財産権を保有している企業は2割を超えているが、利用している企業は1割強にとどまっている。特許保有の目的としては、「他社の類似品からの防衛」が4分の3を超えて

おり、特許を保有していない主な理由は、「技術力不足」と「必要ない」がそれぞれ30.5%となっている。



知的財産に関する支援機関等(特許電子図書館¹²、知的所有権センター¹³、無料相談等)については、利用したことのない企業が3分の2にのぼっている。利用したことのある支援機関等については、最も多い特許電子図書館でも13.2%にとどまっている。

知的財産の創造、保護、活用をするうえで、県に期待する支援策は「相談窓口の充実」が25.6%で最も多くなっており、次いで「研究開発に係る技術援助の実施」、産学官連携による情報交流の促進、知的財産に係る人材育成研修の実施の順となっている。



¹² 特許電子図書館 (IPDL: Industrial Property Digital Library): 独立行政法人工業所有権情報・研修館によりインターネット上で提供されている、明治以来発行されている5,400万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類及び関連情報とその検索システム。(<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>)

¹³ 知的所有権センター: 地域における特許情報の利用・発達の基地として、各都道府県に設置されているもので、中小企業等の技術開発を支援する機関。全てのセンターで、特許情報の閲覧、特許情報の利用等に関する指導・相談が受けられる。また、センターには、特許流通アドバイザー及び特許情報活用支援アドバイザーが配置されており、無料で相談が受けられる。

3 産業界の現状と課題

知的財産に関するアンケート調査結果を見ると、県内の中小企業は、知的財産に関心を持っているものの、重要性に対する認識は十分とは言えず、知的財産を活用して競争力を強化していこうという気運はそれほど高くないことが伺える。一方、産業財産権の出願等の状況を見てみると、特許等を保有している企業は多くはないものの、食品製造業の中に商標を多数保有している企業も存在する。また、特許の取得は防衛目的で行っているところが多く、実施許諾¹⁴によるロイヤリティを収益源とする企業は非常に少ない。

研究開発型の中小企業の中には、国内で特許化するとかえって海外企業に模倣されるおそれが高くなり、模倣を監視する余力もないため、独自性の高い要素技術については、ブラックボックス化して自社の中に囲い込むところも見受けられる。

知的財産、特に特許を活用して事業化を行おうとする場合、実際にその特許が製品化に結びつくのか、また、製品化されたとしても採算はとれるのか、といった予測が難しいこと、さらに、収益を上げるまでに長い期間を要するため、その間の資金繰りが厳しいことなど、障害も少なくない。

こうした状況の中、知的財産創造に関する問題点として、認識不足、人材不足、技術力不足、研究開発費不足の比率が高くなっており、知的財産管理部門や職務発明制度¹⁵が整備されている企業は極めて少ないなど、人材、資金、ルール、情報といった知的財産を育む基盤を整備する必要性が高いことを示している。さらに、特許を活用する際の問題点として、特許活用ルールの未整備、事業化による採算性の予測困難、開放特許情報の不足などが挙げられていることから、情報提供・相談機能を充実強化していく必要があると考えられる。

一方、産業別の現況を見て見ると、本県のリーディング産業である機械電子産業においては、工場の海外進出、国内工場の集約化が進むなど、製造業の空洞化の影響が生じているため、企業経営者は、自らが知的財産の重要性を認識し、知的財産経営を行うために、その体制を整備し、競争力を強化することが必要である。

また、地場産業のうち、出荷額が全国トップシェアを誇る宝飾、ワイン産業については、その減少傾向に歯止めがかかっておらず、宝飾業については、バブル崩壊による市場規

¹⁴ 実施許諾：特許を他人に実施させることを許す、つまり、ライセンスすること。独占的な実施権を与える場合と、非独占的な実施権を与える場合がある。実施許諾を行う者をライセンサー (Licensee)、許諾を受ける者をライセンス (Licensee) という。また、実施許諾の対価として支払われる使用料をロイヤリティ (Royalty) という。

¹⁵ 職務発明制度：特許法第35条に規定された、従業員が職務に関して行った発明に係る特許、又は特許を受ける権利の帰属や、それらを使用者に承継した場合の対価に関する制度。発明対価をめぐる訴訟が相次いだことを受けて、同条が見直され、原則として職務発明に係る「相当の対価」を使用者・従業者間の自主的な取り決めに委ねることとし、自主的な取り決めによることが不合理である場合には、従来どおり裁判所が「相当の対価」を算定すること等を内容とする新制度が平成17年4月1日から施行された。

模の急速な縮小により、また、ワインについては、県外産地の品質向上や輸入品の増加により、競争は一段と厳しさを増している。こうしたことから、宝飾やワインなど本県の特色ある地場産業の付加価値を高めしていくため、製品の高品質化やデザイン向上を図り、意匠登録などにより権利化を進めることにより、山梨ブランドの確立を図る必要がある。

さらに、生産量日本一のブドウ、モモ、スモモに代表される果樹農業についても、生産額は減少傾向で推移するとともに、産地間競争は激化し、厳しい状況に置かれている。

「果樹王国・山梨」という本県の特性を生かしていくため、品種登録や商標などの知的財産権化を進め、果樹を主体とした県産農産物のブランド化により、本県農業の競争力強化に結びつけていくことが重要である。

併せて、商標法が改正され、地域名と商品・サービス(役務)の名称からなる商標(いわゆる「地域ブランド」)が、地域団体商標¹⁶として登録できるようになることから、地域ブランドを活用した産業振興策を推進していく必要がある。

4 大学の現状と課題

近年、「教育」「研究」に次ぐ、大学の第三の使命として「社会貢献」が重視されており、大学は、教育・研究活動を通じた社会貢献はもとより、研究活動により知的財産を創出し、それを積極的に地域に還元することにより地域経済を支援することが求められている。

県内には現在、山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、帝京科学大学など、14の大学・短期大学がある。このうち、山梨大学においては、民間等との共同研究、受託研究の実施など、大学と産業界等との研究協力を推進するため、地域共同開発研究センターが平成2年に設置された。また、大学の研究成果を特許化し、それを民間企業等へ移転する(株)山梨TLOが平成12年8月に設立された。その活動の結果、平成16年度末の累計で、特許出願82件、特許登録4件、実施許諾12件という成果を上げている。さらに、平成16年4月の国立大学の独立行政法人化に合わせ、知的財産の発掘と迅速な権利化、及び権利の保護、活用促進を図るため、知的財産経営戦略本部が設置され、産学官連携のワンストップ窓口として活動を行っている。

¹⁶ 地域団体商標：地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、平成18年4月1日から、地域団体商標として登録することが可能とされた。登録の要件は次のとおりとされている(商標法第7条の2)。

出願人が主体要件を満たしていること(事業協同組合その他特別の法律により設立された法人格を有する組合等)構成員に使用させる商標であること

商標が使用された結果、周知となっていること

商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること

商標中の地域が商品(役務)と密接な関連性を有していること

普通名称化していないこと、他に周知となっている同一・類似商標がないこと、商品(役務)の品質の誤認を生じるおそれのないこと等

山梨大学以外の大学においては、一部で職務発明規程を有しているところはあるものの、知的財産ポリシーを定めたり知的財産本部を設けているところはない。

知的創造サイクルを効率的に循環させ、その環をさらに大きくしていくためには、大学は知的財産ポリシーを定め、知的財産を一元的に管理する体制を整備することが必要である。

一方、中小企業にとって大学は、共同研究の相手としてまだ敷居が高く、また、大学の技術シーズと企業の事業化ニーズにミスマッチがある。企業の事業化ニーズを的確に把握し、必要とされる技術シーズとの橋渡しを行う機能は、産学官連携による共同研究や技術移転の推進による中小企業の技術力向上のために重要な役割を果たすものであり、一層の強化が必要である。

大学で生み出された知的財産は、地域に還元され、地域社会に利益をもたらすことが求められていることから、TLOの機能を最大限活用し、技術移転を進め、新事業の創出を支援することが必要である。また、新事業の創出をより一層進展させていくためには、研究者自らが起業者となり、大学発ベンチャーを立ち上げることも期待される。

さらに、各大学が持つ研究シーズや研究設備、人的資源、ノウハウなどを相互に補完し、有効活用することによって、地域における知的創造活動が活性化し、より質の高い知的財産の創出が期待できることから、大学同士の連携を強化していくことが求められる。

5 行政の現状と課題

県の組織において知的財産の創造を担う機関として、本県には現在、衛生公害研究所、環境科学研究所、森林総合研究所、総合理工学研究機構、工業技術センター、富士工業技術センター、水産技術センター、総合農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場の11の試験研究機関が設置されている。これら試験研究機関の平成16年度末における知的財産権の登録状況は、特許権16件、実用新案権1件、意匠権1件、品種登録13件となっている。

また、特許情報をはじめとする知的所有権に関する情報を収集、提供するとともに、これを活用して地域の中小企業等の技術開発や事業化の支援を図ることを目的に、知的所有権センターが設置されている。同センターには、企業訪問を行い、開放特許と企業の事業化ニーズとのマッチングを進める特許流通アドバイザーと、特許電子図書館使用方法の指導や知的財産に関する相談を行う特許情報活用支援アドバイザーが配置されている。平成16年度の活動実績は、出張相談243件、来所相談895件、講習会7回、技術移転成約7件などとなっている。

このような状況の中、山梨県産業振興計画においては、21世紀の本県産業社会のあり方として、知を生み出す無形の資産を重視する、知識型の産業社会への転換が必要であるとしており、知的財産の創出や知的財産人材の集積を進めることが求められている。知的財産を活用して本県産業の競争力を高めるためには、知的財産を育む基盤の整備を進め、産学官連携による共同研究等を推進し、その成果を権利化・保護したうえで、県内企業への技術移転を行い活用していくという知的創造サイクルを確立することが重要である。

県内企業を対象にした知的財産に関するアンケート調査結果によると、知的創造サイクルを確立していくために、県に対して、「相談窓口の充実」、「研究開発に係る技術援助の実施」、「産学官連携による情報交流の促進」、「知的財産に係る人材育成研修の実施」などの施策が求められていることから、これらの施策を積極的に展開していく必要がある。

一方、知的財産に関する業務は、迅速性と専門性が求められることから、県有の知的財産を有効活用していくためには、知的財産に関する業務を一元的に管理する体制を整備する必要がある。

さらに、職員が行った発明等の取り扱いに関して定めた職員職務発明等取扱規則については、職務発明に係る特許法の規定が改正されたこと、また、出願手続きの迅速化が求められていることなどから、同規則の見直しを行う必要がある。さらに、著作権など同規則の対象となっていない知的財産権についても、その適正管理や有効活用を図ることが必要である。

第2章 戦略の基本目標

知的創造サイクルの確立による産業振興

本県の産業は、グローバル化、高度情報化という世界的潮流の中で、国際競争、地域間競争が激化し、大きな転換期を迎えている。

本県産業の競争力を強化し、地域経済の活性化を図るためには、これまでの加工組立型工業を中心とした「ものづくり」に加え、発明や創作を重視し、技術、デザイン、ブランドといった知的財産の創造に軸足を置いた「知識経済」型の産業構造を構築していく必要がある。

そのためには、知的創造サイクルの確立が急務となっている。質の高い知的財産をより多く生み出すシステムを整備することにより知的創造活動を活発化し、生み出された成果を適切かつ迅速に権利化・保護して付加価値を最大化させ、権利化・保護された知的財産を社会全体で有効に活用することによって、製品や農産物の高付加価値化、新産業の創出を進め、その収益を知的創造活動に還元することによって、より一層活性化された知的財産の再生産が開始される。この知的創造サイクルがより早く、より大きく循環すれば、知的財産はさらに大きな利益を生み出し、本県産業の力強い牽引車となり、活力ある産業県やまなしが実現される。

この知的創造サイクルを確立するため、知的財産を大切にする意識を、企業・大学・県民に普及啓発するとともに、知的財産を支える人材を育成する。また、本県産業の振興を図るうえで重要な役割を担う中小企業に対しては、新技術や新製品開発への支援を行うなど、知的財産を重視した経営を促進し、競争力の高い企業の育成・集積を進めていく。さらに、企業、大学、行政は、適切な役割分担のもと、共同研究への取り組みを強化するとともに、人材や情報のネットワーク化や知的財産に関する様々な情報提供や相談にワンストップで対応できる体制を充実強化することにより、地域全体で知的財産の創造、保護、活用を活発化させ、産業振興を図っていく。

1 知的創造サイクルの分野別戦略

(1) 創造戦略

知的創造サイクルは、知的財産の創造から開始される。創造に際しては、研究資源を多く持つ大学、県立試験研究機関の役割は大きいことから、生み出した技術シーズが産業振興に活用されるような、知的財産の創造を重視した研究活動を行う。また、中小企業は、経営資源が限られていることから大学や行政が支援を行うとともに、企業経

営者の意識改革による知的財産経営を促進する。さらに、地域資源を有効活用するため、産学官が連携した共同研究への取り組みを強化する。

(2) 保護戦略

知的財産の効果的な活用を図るには、知的財産を適切に保護することが不可欠であるため、企業、大学、行政はそれぞれ、知的財産管理体制の整備に努める。また、企業が自ら創造した知的財産によって競争力の強化が図れるように適切な保護を促すとともに、知的財産の権利化・保護のための各種支援策の積極的な活用を促進する。行政は、企業による知的財産の権利化へ向けた取り組みを支援する。

(3) 活用戦略

知的創造サイクルの確立による産業振興を図るためには、知的財産を価値創造の源泉として認識するとともに、知的財産を事業活動に活用することによって収益を生み出していかなければならない。そのために、企業が自社特許の有効活用や、開放特許の活用も視野に入れた新事業の創出に取り組むことを促す。また、大学や行政は、自ら創造した知的財産を企業に技術移転することにより、事業化を支援していく。さらに、産学官が連携して、県内にある知的財産が有効活用されるような機会を創出する。

(4) 人材の育成戦略

知的財産を支えるのは人である。知的創造サイクルの確立のためには、知的財産を創造する担い手の育成はもとより、県民全体の知的財産に対する理解を深めることが求められる。企業による社内の知的財産人材の育成、大学による知的財産教育の推進や知的財産を担う人材の養成を促進する。また、行政は知的財産に関する普及啓発を行い、知的財産を育む基盤づくりに取り組む。さらに、産学官が連携を強化して、人材の相互交流を進める。

2 知的創造サイクル確立のために

基本目標である「知的創造サイクルの確立による産業振興」を達成するために、知的財産の創造、保護、活用、及び人材の育成について、企業、大学、行政それぞれが主体となり、必要に応じて連携を図りながら取り組んでいくが、その際には、次の3つの点を基本として施策を展開していく。

(知的財産を育む基盤づくり)

活力ある産業県づくりを進めていくためには、まず産学官の関係者が知的財産の重要性を認識し、大切に作る意識を県民全体に広げていくよう普及啓発するとともに、知的財産創出に向けた研究機能を強化していく。

さらに、地域に知的財産重視の姿勢を根付かせていくため、知的財産に関わる人材の育成、ルールづくり、また、情報提供・相談機能の充実強化や資金調達の仕組みの整備など、知的財産を育む基盤づくりを進めていく。

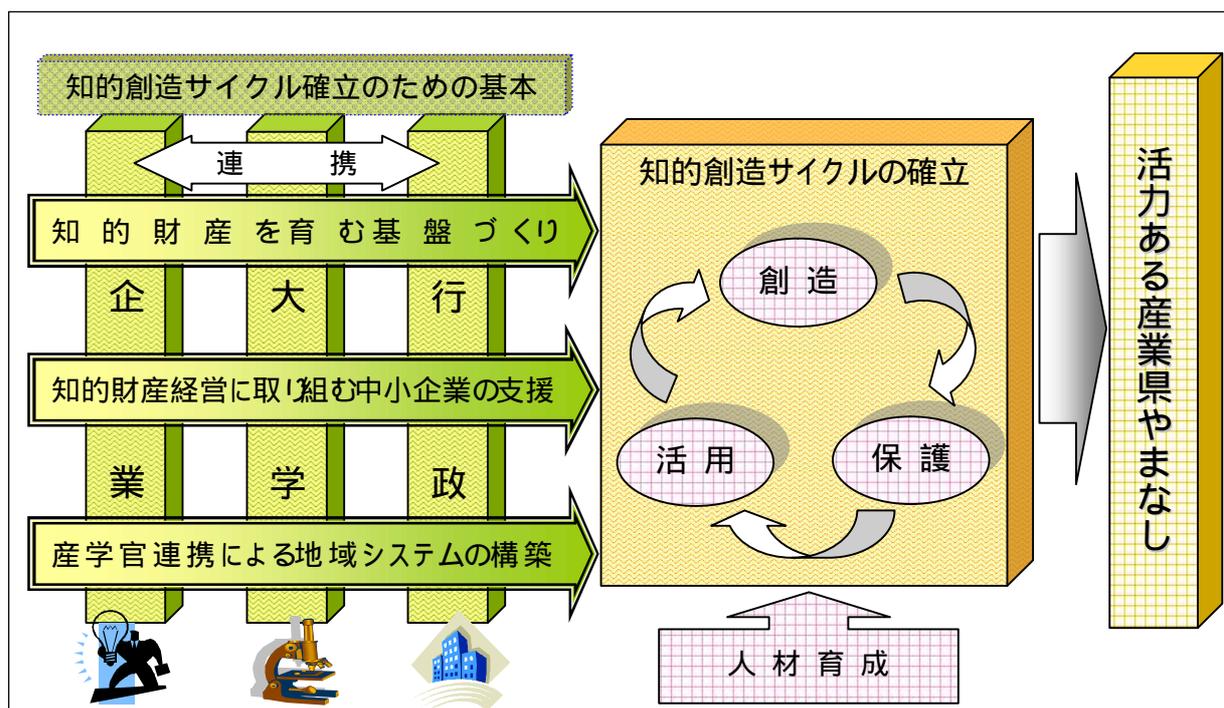
(知的財産経営に取り組む中小企業の支援)

企業が厳しい競争を勝ち抜いていくためには、変化が激しい市場ニーズに対応して、新技術・新製品を創出していく必要がある。しかし、中小企業の中には、人材、資金、ノウハウが不足するところもあるため、知的財産を活用して経営革新を行い、新たな事業展開を図っていかうとする中小企業の支援を行う。

(産学官連携による地域システムの構築)

知的財産を重視した地域の産業振興を図るため、知的財産を活用し事業化を行う企業と、地域における知的財産創造の核である大学、そして知的創造活動とその支援を行い、産学官連携をコーディネートする行政、それぞれが個別に取り組むだけでなく、適切な役割分担のもと、お互いが一層緊密に連携して、人材や情報のネットワーク化やワンストップサービス体制の充実強化など、知的財産の創造、保護、活用を活発化させるための地域システムを構築していく。

以上のような点に留意しつつ、知的創造サイクルの確立に取り組み、好循環を生み出すことにより、知的財産を生かした産業競争力の高い「活力ある産業県やまなし」を築いていく。



第3章 基本目標実現に向けた主体別の役割・取り組み

本戦略を実行する主体は、企業、大学、行政であり、これらの主体が連携することで、さらに大きな効果が期待できる。知的創造サイクルの分野別に各主体に求められる役割・取り組みは次のとおりである。

1 知的財産の創造

(1) 企業

経営者の意識改革による知的財産経営の推進

経営者自らが、知的財産を重視した経営を行うことが競争力の強化につながるという認識を高め、知的財産を生み出しやすい体制を整備することが求められる。

特許情報の積極的活用

経営資源に制約のある中小企業にとって、知的財産の創造を効率的かつ効果的に進めていくためには、研究開発に着手する前に先行技術調査を十分に行っておくことが必要となる。知的所有権センターの特許情報活用支援アドバイザーを活用し、産業財産権情報を無料で閲覧できる特許電子図書館サービスを利用することが望ましい。

また、技術開発後においては、特許庁が無料で実施している特許や実用新案に関する先行技術調査を積極的に活用し、権利化を有効に進めることが求められる。

職務発明規程の整備

知的財産の創造を奨励するに当たっては、特許法の職務発明に係る規定が改正されたことから、発明の対価を決定するための基準の策定について従業員と十分な協議を行い、職務発明規程の整備・見直しを行う必要がある。

(2) 大学

知的財産の創造を重視した研究開発の推進

特許重視時代といわれ、知的財産を活用した産業振興が強く求められる状況の中、地域における知的財産の創造に際し、知の源泉である大学の果たす役割は極めて大きい。知的財産の創造を重視して研究開発を行い、その成果を技術移転という形で地域に還元するという意識を高めていくことが必要となっている。発明補償金の見直しを行うことにより、研究者のインセンティブを高めるとともに、ロイヤリティの環流により新たな研究資金を生み出し、知的創造サイクルの活性化を図ることが求めら

れる。

橋渡し機能の充実

教育、研究に次ぐ第三の使命である社会貢献が大学にとって重要になってきたことを踏まえ、大学と企業との橋渡し機能を充実させ、共同研究を行い、その成果を企業へ技術移転していくことが求められている。

職務発明規程の整備

特許法の職務発明に係る規定が改正されたこと、また、研究者のインセンティブを高めていく必要があることなどから、職務発明に関する規程の整備・見直しを進めていくことが必要である。

(3) 行政

知的財産に関する情報提供・相談機能の充実強化

これから知的財産経営への取り組みを始めようという企業への基礎的な情報提供から、既に知的財産の創造に取り組んでいる企業からの相談への対応まで、様々な段階にある企業の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、情報提供・相談機能の充実強化を図る。

中小企業の技術開発への支援

設備や人材が不足しがちな中小企業においても技術開発に積極的に取り組むことができるよう、専門家の派遣、研修生の受け入れ、技術相談や依頼試験への対応、受託研究や共同研究の実施、県立試験研究機関の開放可能な設備の使用など、必要な支援を行う。また、共同研究に携わる中小企業との人材交流を進める。

産業横断的な研究開発の推進

各試験研究機関が持つ技術シーズを企業の事業化ニーズに結びつけられるよう、適切なコーディネートのもと、各試験研究機関が連携して産業横断的な研究開発に積極的に取り組む。

県有知的財産創造活動の活性化

特許等の出願手続きの簡素化により出願までの期間を短縮するなど、職員職務発明等取扱規則の見直しを行い、県有知的財産の創造活動の活性化を図る。

山梨ブランドの確立

本県の地場産業や農業の競争力を高めていくためには、製品のデザイン向上や農産物の高品質化、オリジナル品種の開発を進め、意匠、商標、品種登録という知的財産権化を図り、山梨ブランドを確立していく。

また、平成18年4月から、地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、事業協同組合等が地域団体商標として登録することができるようになることから、この制度を積極的に活用し、山梨ブランドの確立に結びつけていく。

(4) 産学官連携

共同研究の推進

大学や公設試験研究機関が持つ技術シーズと企業の事業化ニーズを互いに持ち寄り、融合させて新たな知的財産を創造するため、産学官が連携して共同研究に取り組む。

日本版バイ・ドール制度¹⁷の活用

国等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属させることができる日本版バイ・ドール制度について、その対象が拡大されてきていることから、この制度を積極的に活用し、研究開発を進める。

2 知的財産の保護

(1) 企業

知的財産の適切な保護による競争力の強化

知的財産を創造したときは、権利化するのか、あるいは、営業秘密として自社の中でブラックボックス化するのかを、その知的財産の特性に応じ戦略的に判断しなければならない。

権利化する場合には、発明の内容や事業展開の方向性にに基づき、国際出願も視野に入れてどのような形で権利化し、活用するのかといったことを予め十分に検討しておく必要がある。また、権利化後は、関連市場の監視を十分に行い、第三者の権利侵害に備えることが望ましい。

一方、権利化せず、暗黙知、営業秘密として自社の中で保有していく場合には、情報や技術の流出防止のためのルールを整備して管理を徹底するとともに、団塊世代の大量退職、いわゆる2007年問題に備えて、技術やノウハウが次の世代に確実に継承されるよう社内の体制や仕組みを整備しておく必要がある。

¹⁷ 日本版バイ・ドール制度：産業活力再生特別措置法第30条に定められた、国・特殊法人等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属させることができる制度。研究予算の出元にかかわらず研究成果に対する特許を大学や企業などそれを発明した機関に帰属させることを定めた、米国のバイ・ドール法(1980年)にちなんでこう呼ばれる。

このようなプロセスを通して、自社の競争力の強化に結びつけていくことが望ましい。

知的財産管理体制の整備

知的財産の保護、活用を図るためには、技術者や法務、財務、企画各部門のスタッフなどによる知的財産管理体制を整備することが望ましい。しかし、中小企業は人的資源に制約があることから、弁理士や弁護士など外部の専門的人材を活用することにより、知的財産の適切な管理を行っていく必要がある。

公的支援制度の積極的活用

知的財産権利化の手続きは煩雑で専門的な知識が要求され、時間や費用もかさむことから、中小企業にとっては大きな負担となっている。このような負担を軽減するため、特許情報活用支援アドバイザーや(社)発明協会の出願アドバイザーへの相談、特許庁が実施している「早期審査・審理制度」「審査請求料・特許料の減免」や日本弁理士会が実施している「無料弁理士相談」等の支援制度の積極的な活用が望まれる。

裁判外の紛争解決手段の活用

特許等に関して紛争が生じた場合、解決までには長い期間と多額の費用が必要となり、中小企業にとっては大きな負担となる。このような負担を軽減するためには、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR¹⁸(裁判外の紛争解決手段)機関である日本知的財産仲裁センターで実施している相談、調停、仲裁等を利用することが望ましい。

(2) 大 学

知的財産の一元的管理機能の強化

大学で生み出された知的財産を適切に保護し、戦略的に活用していくためには、知的財産ポリシーを定め、学内における知的創造サイクルを確立し、その運用を一元的に担う体制を整備する必要がある。

(3) 行 政

中小企業が保有する知的財産の権利化への支援

中小企業の多くは知的財産に関する人材やノウハウが十分でなく、せっかく生み

¹⁸ ADR：Alternative Dispute Resolution の略。紛争を裁判によらずに調停、仲裁等により解決するもので、公的機関が行うものと民間機関が行うものがある。

出した知的財産も権利化されずに埋もれてしまうことがあるため、特許情報の活用や特許出願の相談など、権利化を促進するために必要な支援を行う。

試験研究機関の研究成果の権利化推進

大学と並んで、地域における創知の核の一つである県立試験研究機関においては、事業化という出口を意識した応用研究に取り組むとともに、県内企業への技術移転を前提として研究成果の権利化を進める。

県有知的財産管理体制の整備

現状では各試験研究機関における研究管理要綱をはじめ、特許出願等に関する取り扱いが異なっていることから、標準的な規定を整備する必要がある。

また、県有知的財産を戦略的に創造、保護、活用し、産業振興に結びつけていくため、研究テーマの設定から、出願・登録手続き、権利化後の実施許諾、さらには権利侵害の監視まで一元的に所管する体制を整備する。

3 知的財産の活用

(1) 企業

開放特許を活用した新規事業の展開

人材や資金に限りがある中小企業にとっては、自らの事業化ニーズに見合う技術シーズを開放特許の中から見出し、許諾を受け、製品化することにより、自ら開発するよりも効率的な事業化が可能となる場合がある。特許流通アドバイザーを活用し、開放特許を効果的に利用することが望ましい。

未利用特許の積極的な開放や移転の推進

せっかく取得した特許も事業化されずに社内に眠っているものが少なくない。未利用特許は積極的に開放し、ライセンスや売買により特許流通を進め、新事業の創出を活性化させる必要がある。

共同研究成果の事業化の推進

大学や公設試験研究機関との共同研究により得られた成果は、企業が自らの知恵や能力を最大限発揮して事業化することが求められる。既存の組織で対応するのが適当でない場合は、新たな組織(企業内ベンチャー)をスピンオフさせて、新事業を立ち上げることが期待される。

(2) 大 学

企業への技術移転の推進

地域の知的財産戦略を成功に導くためには、地域における知的創造活動の核であり、技術シーズを豊富に持つ大学が、企業への技術移転を積極的に進めることが重要である。山梨大学においては、(株)山梨TLOや産学官連携コーディネーターの活動により、着実に成果を上げつつある。知的財産に関する地域のリーディング・ユニバーシティとしての役割を担う山梨大学と他の大学とは、それぞれ連携を深め、大学の知がビジネス化されることを通して、地域社会に貢献することが期待される。

取得特許等の事業化（大学発ベンチャー）の推進

新事業・新産業を創出し、地域経済の活性化を図るために、自らが生み出した知的財産を企業に技術移転するだけでなく、大学自らが事業化に取り組むことが期待される。

(3) 行 政

知的財産を活用した事業化を目指す中小企業への支援

自ら開発した知的財産や開放特許を活用した事業化を目指す中小企業に対し、ノウハウや資金の不足を補うため、情報提供や相談の実施、貸付制度の利用促進など、必要な支援を行う。また、中小企業はマーケティング力が不足しがちなことから、様々な機会を捉え、販路開拓の支援を行う。

県有知的財産の活用の推進

各試験研究機関は、研究テーマを設定する段階から企業の事業化ニーズを汲み上げ、研究成果が企業に活用されるよう努めるとともに、未利用の県有知的財産権については、県内企業への実施許諾を進める。

(4) 産学官連携

未利用特許の流通・事業化の推進

企業、大学、行政が有する未利用特許を持ち寄り、(株)山梨TLOや知的所有権センターなどによる適切なコーディネートのもと、事業化ニーズとのマッチングを行い、新たな産業の創発を目指す。

新たなマッチング機会の創出

技術移転を円滑に推進するため、大学や各試験研究機関が持つ技術シーズと企業の事業化ニーズの新たなマッチング機会を創出する。

4 人材の育成

(1) 企業

知的財産意識の醸成

中小企業においては、従業員の知的財産の重要性に対する認識がまだ十分でないため、企業内研修で知的財産を取り上げたり、公的機関や商工団体が開催する講習会に積極的に参加させるなど、知的財産に関する従業員の意識の底上げを図り、社内に知的財産意識を醸成させていく必要がある。

専門的人材の養成

中小企業の中には、知的財産の重要性は認識しつつも知的財産権制度や手続きに関するノウハウが蓄積されていないため、その活用が進まないところが少なくない。公的機関や大学などが実施する実務者を対象としたセミナーやシンポジウムなどに積極的に参加させることにより、自社の知的財産を適正に評価し、戦略的に保護・活用できる能力を持った、いわゆる「目利き機能」の高い従業員の育成を図ることが望ましい。

(2) 大学

教職員・学生の意識啓発

教職員や学生の間には、まだ知的財産の重要性が十分浸透しているとは言い難い状況にあるため、セミナーや講習会を開催し、学内の知的財産に関する意識レベルの向上を図ることが求められる。

知的財産教育の推進

県内においては、弁理士をはじめとする知的財産人材の集積が十分でないことから、大学において知的財産教育を推進していくことが強く求められている。技術系の大学における技術経営(MOT¹⁹)プログラムの推進、法科大学院における知的財産法に関する教育の充実、さらには、理系の大学と文系(法学、経営学等)の大学や法科大学院との連携による技術と法律・経営両面に精通した文理融合型人材の育成など、知的財産人材の養成を進めることが期待される。

(3) 行政

知的財産に関する普及啓発の推進

地域において知的創造サイクルを確立するためには、子どもから企業経営者に至

¹⁹ MOT : Management of Technology の略。技術革新を事業化に結びつけていくための戦略的な経営手法。

るまで、県民の知的財産の重要性に対する認識を高めることが何よりも肝要である。知的財産に関する普及啓発を推進するため、児童・生徒を対象にしたイベントや講演の実施、教育課程への取り入れをはじめ、一般県民を対象としたシンポジウムの開催、さらには企業経営者や研究者を対象にした専門的なセミナー等を開催する。

(4) 産学官連携

人材の相互交流

共同研究の当事者間で研究者を相互に派遣し合うなど、産学官の間で人事交流を進め、連携を強化することにより、人材の育成を図る。

科学教育の推進

知的財産をより多く生み出す創造力豊かな人材を育てていくためには、子どもの頃から自然や科学技術に親しみ、関心を持たせることが重要である。産学官の連携を一層強化し、児童・生徒それぞれのレベルに合わせて、自然の不思議や科学のおもしろさを学ぶ機会を増やし、発明や創意工夫への興味を高めていく。

第4章 知的創造サイクル確立に向けた施策

第3章の主体別の役割・取り組みのうち、行政に求められるものについて、具体的な施策を次のとおり展開していく。

1 知的財産の創造

(1) 知的財産に関する情報提供・相談機能の充実強化

知的所有権センター機能の充実強化

中小企業の知的財産に係る企業活動を支援するため、その相談窓口となっている知的所有権センターの情報提供・相談機能の一層の充実強化を図る。また、総合相談窓口としての機能を果たせるよう、山梨大学、県立試験研究機関、及び産業支援機関との一層の連携を図り、ワンストップサービス体制を充実強化する。

県立試験研究機関の情報提供機能の強化

企業の事業化ニーズに応えるため、県立試験研究機関は、企業訪問や、研究成果発表会、機関誌などを通じ、県有知的財産の情報提供をより一層進める。

先行技術調査実施への支援

中小企業が知的財産を創造するに当たり、無駄な時間、経費をかけることがないよう、特許庁が行う先行技術調査の積極的な活用を促進する。

産学官連携による知的財産情報交流の促進

中小企業が、大学・県立試験研究機関の研究成果や知的財産に関する情報を入手しやすい環境を整備するため、産学官を結ぶネットワーク組織である「やまなし産業情報交流ネットワーク(IIE N.Y)」の活動を支援し、情報交流を促進する。

知的財産に係る人材のネットワーク化

中小企業の知的財産を活用した企業活動を促進するため、知的財産に詳しい企業OB等のデータベース化、ネットワーク化を図り、知的財産に係る情報交流を推進する。

知的財産活用事例の紹介

知的財産を活用して事業化に成功した県内企業の実例を紹介する事例集を作成し、県内企業に配布することにより、知的財産権の流通とその活用を推進する。

(2) 中小企業の技術開発への支援

中小企業の知的財産経営の促進

知的財産経営を行うための管理体制を構築する企業に対する助成制度の活用を促進し、地域における推進モデルとしての企業の育成を進める。

専門知識を有する人材の派遣

中小企業の技術開発への取り組みの過程で生じている課題を解決するため、専門的見地から技術アドバイスを行う専門家を派遣する。

中小企業の技術評価制度の創設

中小企業が自らの技術レベルを客観的に把握することによって、より一層先進的な技術や新製品の開発を行えるよう、有識者が評価・アドバイスを行う技術評価制度を創設する。

県立試験研究機関による技術支援の推進

県立試験研究機関は、中小企業の研究開発や新製品開発を支援するため、技術相談や依頼試験に迅速に対応し、受託研究に積極的に取り組むとともに、必要に応じて大学等の保有する技術シーズの実用化へ向けたコーディネートを行う。

共同研究の推進

県立試験研究機関は、共同研究テーマの選定に当たり、企業の事業化ニーズに沿った新技術・新製品開発につながる共同研究に重点を置くとともに、企業への設備開放や、人材交流を推進する。さらに、産業支援機関や大学等と連携し、公募型共同研究への取り組みを進める。

研究開発費の助成

中小企業の研究開発への取り組みを支援するため、各種助成制度による支援を行うとともに、県の制度融資に関する情報を提供し、その利用を促進する。

インキュベーションの充実

起業家、ベンチャー企業を育成し、施設・設備の提供や技術・経営等に関する相談などの支援を行うため、インキュベーションの充実を図る。

(3) 産業横断的な研究開発の推進

産業横断的研究の推進

総合理工学研究機構は、県立試験研究機関の人的資源や設備、研究ノウハウを有機的に連携させ、個々の試験研究機関では取り組みがたい産業横断的なテーマについて、コーディネート機能を活用し、産学官連携による共同研究を推進する。

各試験研究機関の連携強化

総合理工学研究機構は、各試験研究機関で構成する調整会議などを通じ、相互の理解を深めるとともに、研究員間の情報交流の場を設け、融合を図る。

(4) 県有知的財産創造活動の活性化

特許等出願手続きの見直し

特許等の出願手続きの簡素化によるスピードアップを図るため、職員職務発明等取扱規則を見直す。さらに、より質の高い特許の取得につなげるため、審査請求段階で学識経験者や知的財産専門家の意見を聞いてスクリーニングにかける仕組みについて検討を行う。

研究員のインセンティブの向上

研究員の知的財産創造のインセンティブを高めるため、補償金の体系を見直すとともに、ロイヤリティの環流により新たな研究資金を生み出し、知的創造サイクルの活性化を図る。

(5) 山梨ブランドの確立

地場産業製品の山梨ブランド化の推進

宝飾、ワイン、織物など地場産業製品の山梨ブランド化を推進するため、製品のPR、販路開拓への支援、デザイナーの派遣などを行う。



農畜産物の山梨ブランド化の推進

安全安心で高品質な農産物を認証する特選農産物認証制度の活用や、県立試験研究機関や農業生産組織などによる新たなオリジナル品種の開発・産地化、県産農畜産物に関する情報発信などにより、農畜産物の山梨ブランド化を進める。



地域団体商標登録の支援

地域ブランドを掘り起こし、育てていくため、地域団体商標登録制度の開始に向け、制度の普及啓発を進めるとともに、日本弁理士会などの関係団体と協力して、地域団体商標の登録に向けた支援を行う。

2 知的財産の保護

(1) 中小企業が保有する知的財産の権利化への支援

無料相談の実施

中小企業が抱えている知的財産に係る課題の解決を図るため、特許庁等と連携し、弁理士等の知的財産専門家による無料相談会を通じ、知的財産の適切な保護を促進する。

出願等に対する支援

中小企業の出願、審査請求、登録に係る経費の負担を緩和し、知的財産の権利化を促進するため、日本弁理士会の実施する出願費用融資制度・給付制度、特許庁の実施する審査請求料・特許料減免制度の普及を図る。

特許登録の迅速化

中小企業が出願した特許登録の迅速化を図るため、特許庁の実施する早期審査・早期審理制度の利用を促進する。

(2) 試験研究機関の研究成果の権利化推進

知的財産専門家の有効活用

特許等の出願・審査請求・登録や実施許諾、知的財産を巡る紛争・裁判に対応するため、弁理士などの知的財産専門家からの助言を得やすい体制を整備する。

研究員の知的財産研修の推進

知的財産への認識を深めるため、職場内研修を実施するとともに、知的財産に関する専門知識を持つ研究員を育成するため、関係団体が実施する研修への派遣を計画的に行い、職員の資質向上を図る。

(3) 県有知的財産管理体制の整備

研究管理要綱の標準化

各試験研究機関の研究管理要綱の標準化を図り、共同研究における権利や秘密保持について明確に規定した契約書による知的財産の適正な保護を推進する。

知的財産権管理の最適化

各試験研究機関で行っている知的財産権の譲渡や消滅について、判断基準や手続きを標準化し、知的財産権管理の最適化と有効利用を図る。

知的財産の一元的管理

県有知的財産の活発な創造、適正な保護、及び有効な活用を行うため、研究テーマの設定から、権利化すべき研究成果の取捨選択、出願・登録手続き、権利化後の実施許諾、さらには、権利侵害の監視まで、知的財産の一元管理体制を整備するとともに、知的財産を管理できる人材の育成に取り組む。

3 知的財産の活用

(1) 知的財産を活用した事業化を目指す中小企業への支援

開放特許活用の促進

開放特許、大学・県立試験研究機関の有する研究成果を活用した事業化に取り組む中小企業を支援するため、アドバイザーを派遣する。

県内未利用特許等のデータベース化

活用されていない知的財産の流通を促進するため、県内企業・大学・試験研究機関が保有している未利用特許、研究成果のデータベース化を図る。

ベンチャー企業への支援

知的財産を活用した事業に取り組む成長性の高いベンチャー企業に対して、「やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合」の行う投資や、県と金融機関が協調して行っている起業家支援融資や新分野進出支援融資の活用を促進する。さらに、

大学発ベンチャーによる大学の知のビジネス化を支援するため、経営に必要な専門知識を有した人材を派遣する。

知的財産権を担保にした貸付制度等の利用促進

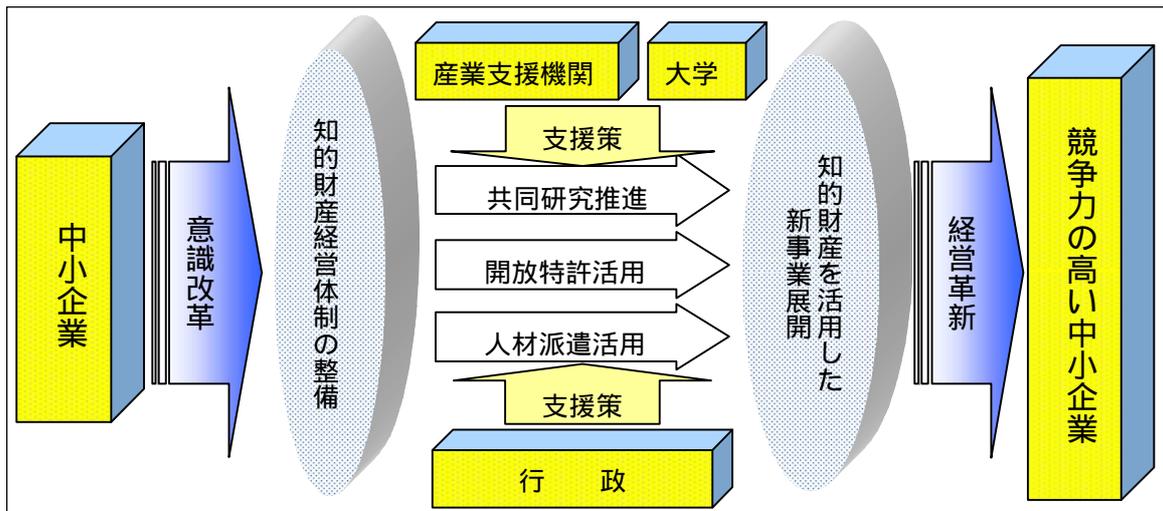
知的財産の事業化資金の調達が困難な企業に対し、日本政策投資銀行が行っている知的財産権担保融資の活用や、信託銀行が行っている知的財産信託の活用による事業化への取り組みを促進する。

販路開拓への支援

知的財産を利用して開発した新製品の販路を開拓するため、商談会を開催するとともに、商談会への出展を促進する。また、中小企業の優れた新技術・新製品を広く紹介するため、県ホームページへの掲載や冊子の作成・配布等を行う。

コンテンツ流通ビジネスへの支援

普及率の高いCATVのネットワークを生かし、今後も成長が期待される情報コンテンツ産業を支援するため、基盤となる情報ハイウェイを整備する。



(2) 県有知的財産の活用の推進

研究成果の活用の推進

研究成果を有効に活用するため、研究テーマ設定時から成果が企業に活用されるように研究計画を策定し、外部評価等による進行管理を行う。

知的財産権の実施許諾の推進

未利用特許等を有効活用するため、知的所有権センターによる県有特許等の流通活動を活発化し、実施許諾を積極的に推進する。

県内企業への優先的実施許諾

研究成果の技術移転や知的財産権の実施許諾に当たっては、地場産業育成や

県内産地形成の観点から、県内企業を優先するとともに、利用の促進を図るため実施許諾料の減免制度について検討する。

研究成果合同発表会の開催

県内大学や県立試験研究機関、企業が一堂に会し、それぞれが保有する知的財産及び研究成果についての合同発表会を開催し、円滑な技術移転を進める。

4 人材の育成

(1) 知的財産に関する普及啓発の推進

シンポジウムの開催

知的財産を育む基盤づくりのため、国や日本弁理士会等と連携し、県民を対象にした知的財産シンポジウムを開催し、県民全体の知的財産への関心を高める。

知的財産フェアの開催

関係団体と協力して、企業の知的財産への意識を高めるため知的財産フェアを開催する。

知的財産経営戦略塾の実施

知的財産を重視した企業の経営戦略を推進するため、習熟度別コースを設定したセミナーを開催し、中小企業における知的財産意識を醸成する。

知的財産教育の推進

児童・生徒が遊び感覚で発明考案、創意工夫を体験できる発明くふう展に対して支援を行う。また、産業系の県立高校においては、教職員への知的財産研修を充実し資質向上に努めるとともに、特許庁が実施する実験協力校事業への新規参加を推進することなどを通して、産業界に有為な人材の育成に取り組む。

顕彰の実施

中小企業の知的財産の創造意欲を向上させるため、優れた発明やデザインを行った者の顕彰を行う。

広報活動の推進

知的財産に関する情報の普及、意識の啓発を図るため、パンフレットを作成、配布するとともに、新聞やテレビなどのマスメディアを活用した広報活動を積極的に行う。

第5章 戦略の実現に向けて

平成14年2月に知的財産戦略を国家戦略とするという国の方針が表明されてから、4年が経過した。この間、知的財産立国を目指した国の取り組みは着実な成果を上げつつある。本県においても、庁内にこの戦略を推進する体制を整備し、目標である「知的創造サイクルの確立による産業振興」に向けて、今後3年間、スピード感を持って集中的に取り組を進める。

また、知的創造サイクルの確立に当たっては、企業、大学、行政がそれぞれに求められる役割を果たすとともに、これまで以上に連携を強めて取り組んでいく。

さらに、知的財産を取り巻く社会経済状況の急速な変化に対応して、知的創造サイクルの確立に向けた施策の実施状況を把握し、必要な見直しを適宜適切に行っていく。

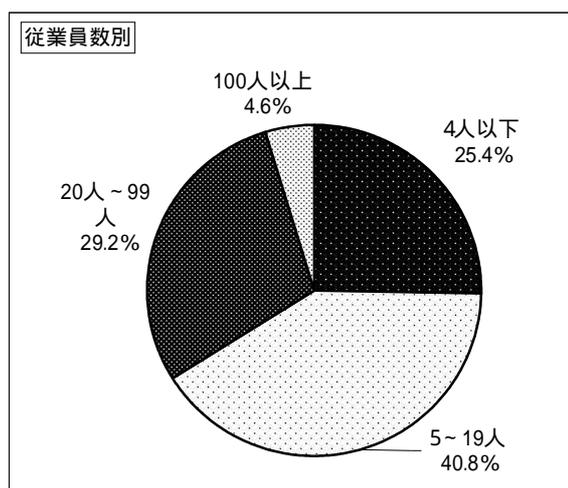
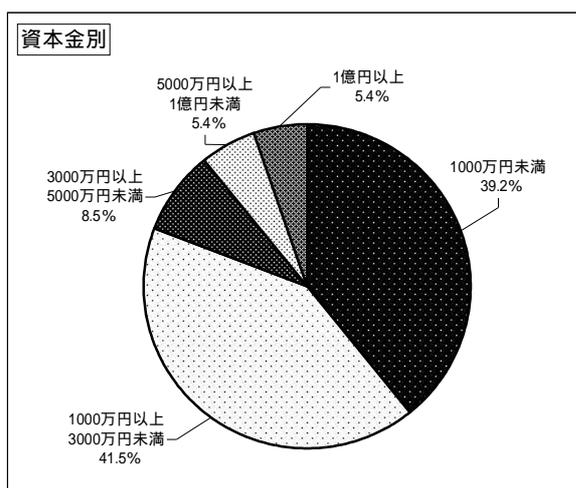
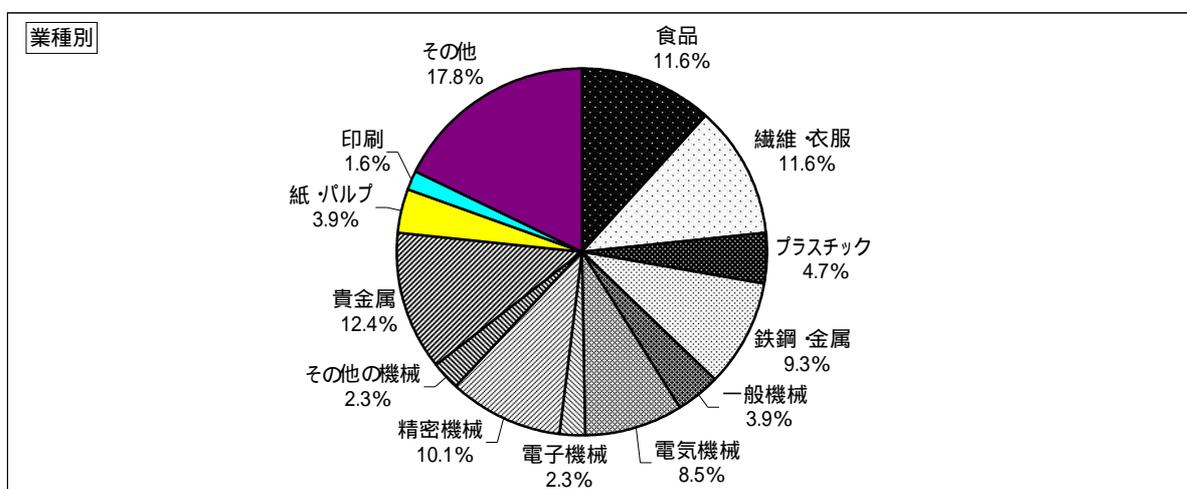
(参考資料) 知的財産アンケート調査結果

調査の概要

調査時点	平成17年 8月
調査対象	県内で製造業を営む事業所のうち、県内に本店・本社があるもの500社
回答数	130社 (有効回答率:26.0%)
調査項目	知的財産に関する意識、知的財産権(産業財産権)の保有・利用状況、知的財産の創造、保護、活用上の問題点、支援機関の利用状況、必要な支援策

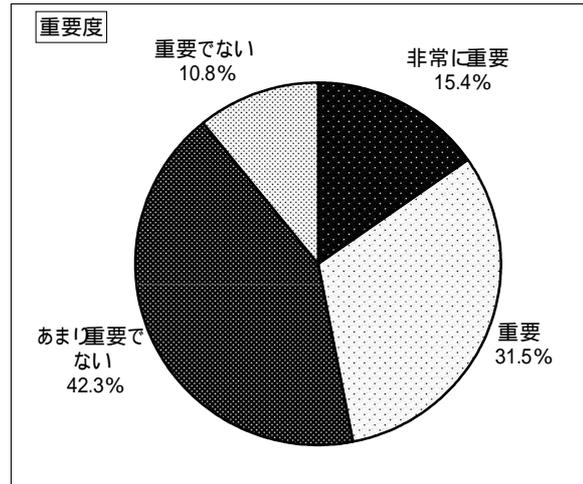
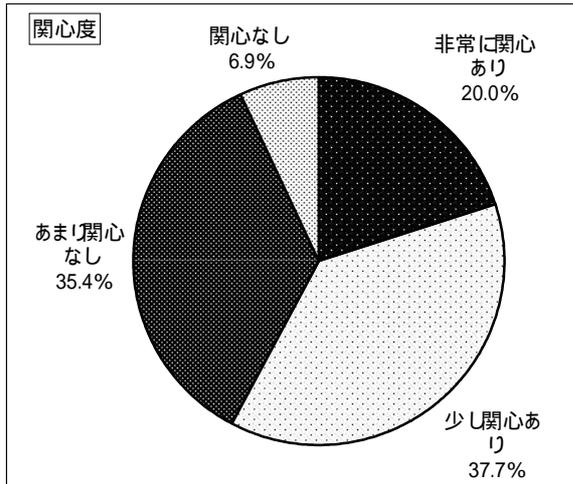
回答企業の概要

業種については、食品から機械関係まで多岐にわたっている。資本金については、3,000万円未満の企業が8割以上を占めている。また従業員は20人未満の小規模企業が約3分の2を占めている。



知的財産に関する関心度、重要度の認識

事業活動を行うに当たっての知的財産への関心度は、「非常に関心あり」「少し関心あり」を合わせると、5割以上が関心ありと回答している。一方、事業活動を行うに当たっての知的財産の重要度は、「非常に重要」「重要」を合わせても5割を下回っている。知的財産に関心は持っているものの重要性の認知度はやや低い結果となっている。

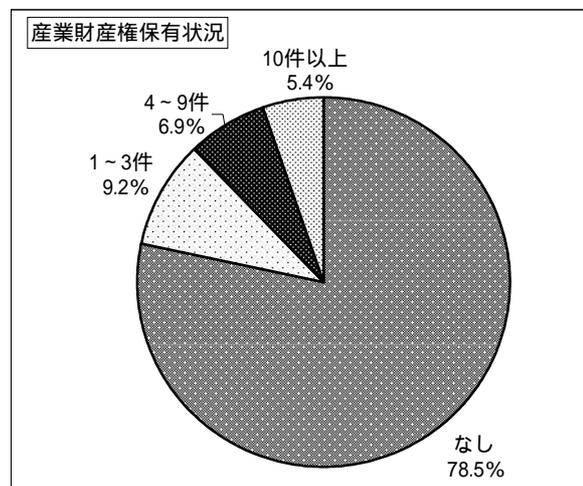
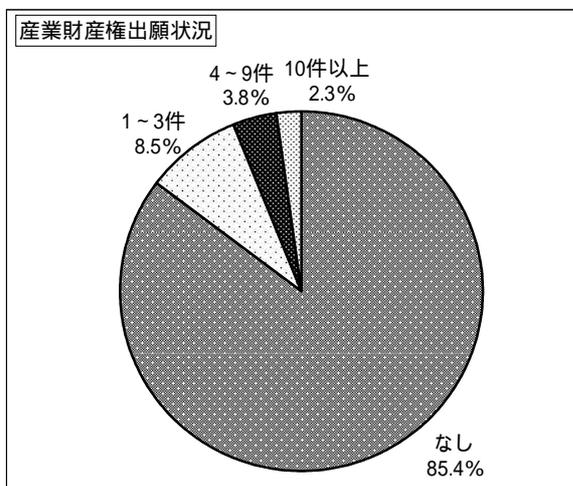
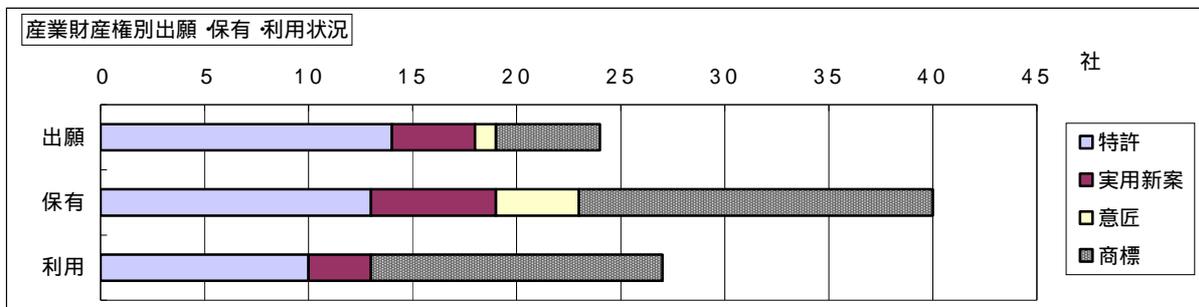


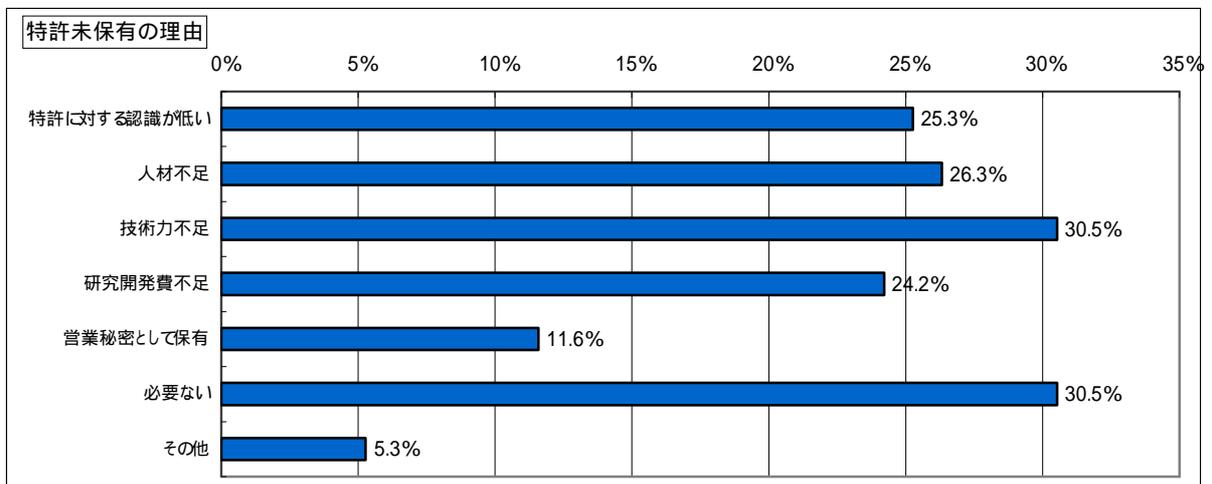
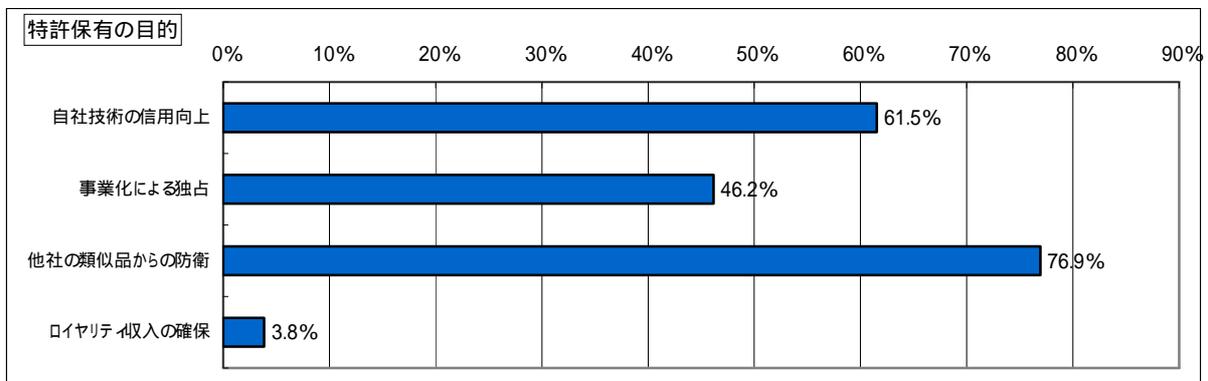
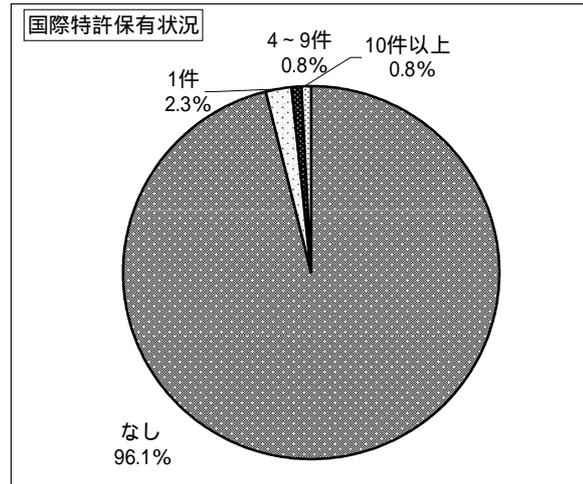
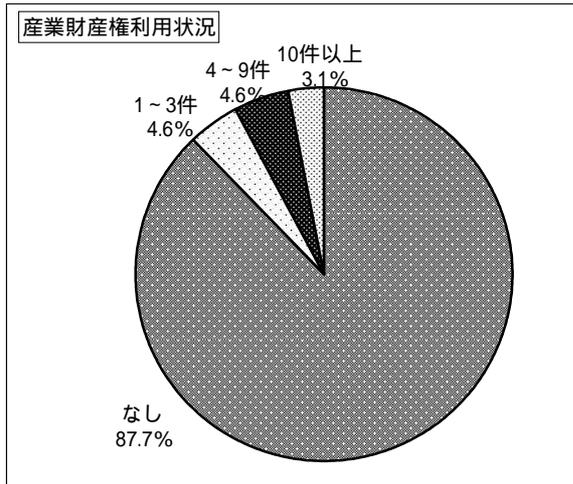
産業財産権の出願等の状況

産業財産権の出願・申請中の企業は14.6%だが、保有している企業は2割を超えている。一方、利用している企業は12.3%となっており、産業財産権を取得しても利用していない企業が多いことが伺われる。また、国際特許を保有している企業は3.9%とごくわずかである。食品製造業においては、商標を多数保有・利用している企業が見受けられる。

特許を保有している目的は、「他社の類似品からの防衛」が76.9%で最も多く、次いで「自社技術の信用向上」が6割を超えている。一方、他社に利用させることにより収入を得る「ロイヤリティ収入の確保」を目的としている企業は3.8%とごくわずかである。

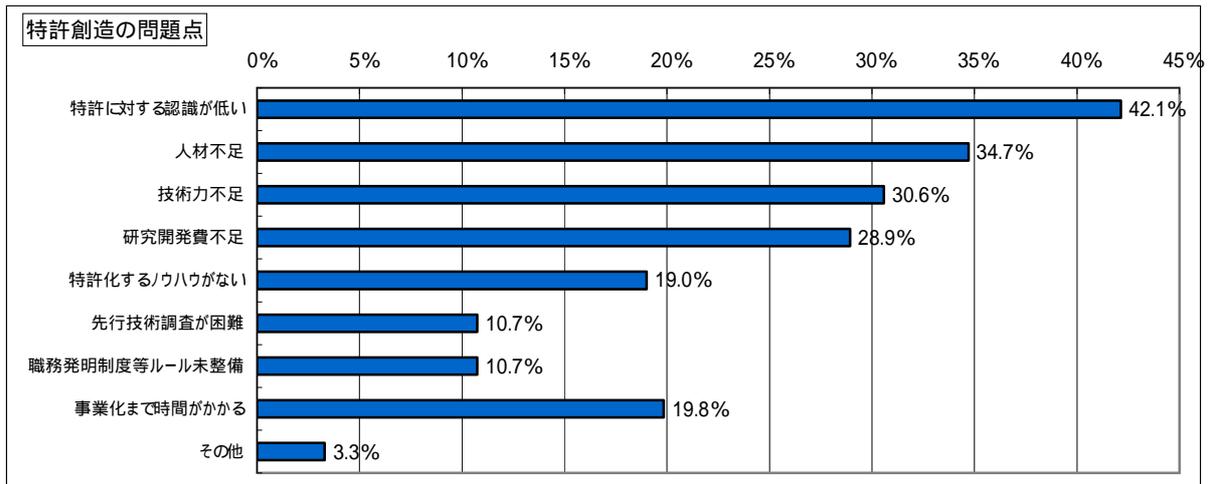
特許を持っていない理由では、特許の創造の基盤となる「技術力不足」と「必要ない」がそれぞれ30.5%で最も多くなっている。





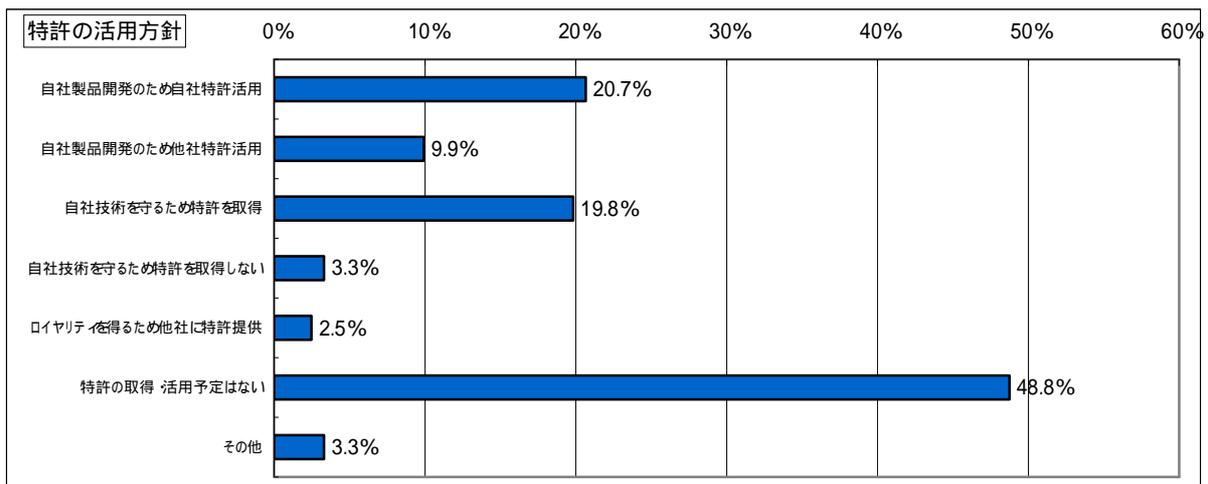
特許創造の問題点

特許を創造する際の問題点としては、「特許に対する認識が低い」が42.1%で最も多くなっている。次いで、「人材不足」「技術力不足」「研究開発費不足」の順になっており、人材、技術力、資金といった基盤の未整備が問題になっている。



特許の活用方針

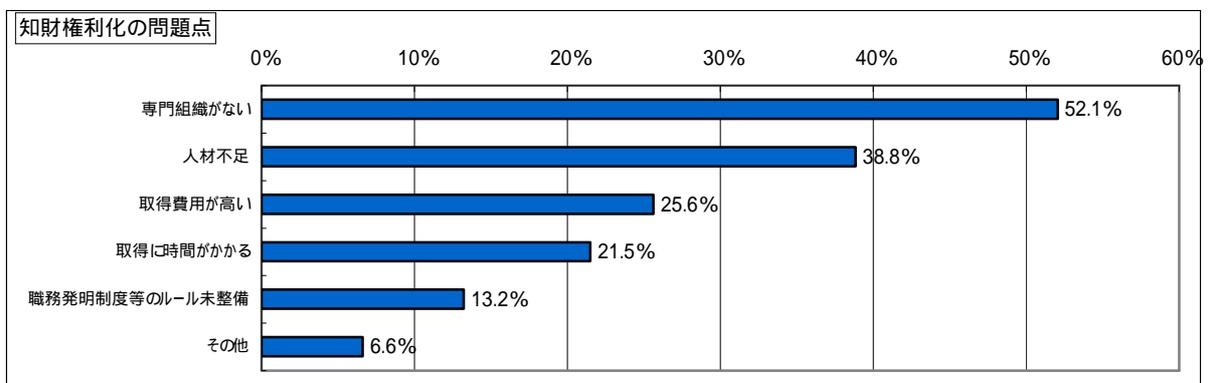
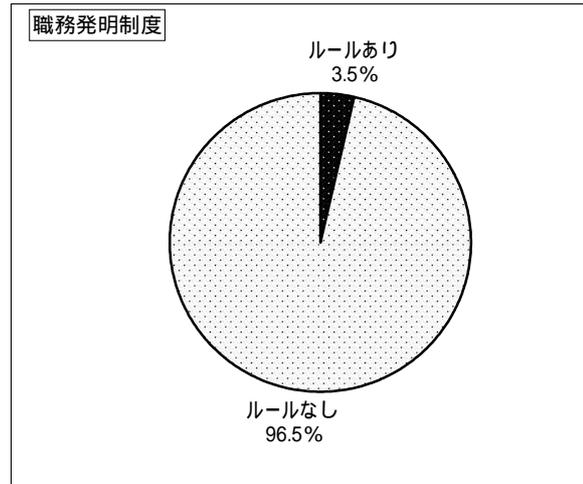
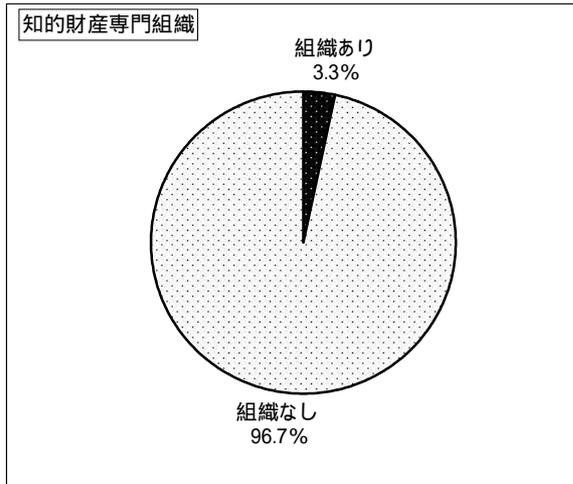
今後の事業活動における特許の活用方針については、5割近くの企業が「特許の取得・活用予定はない」としている。活用する場合の方針としては、「自社製品開発のため自社特許活用」が最も多く、次いで「自社技術を守るため特許を取得」が多くなっている。



知的財産の保護

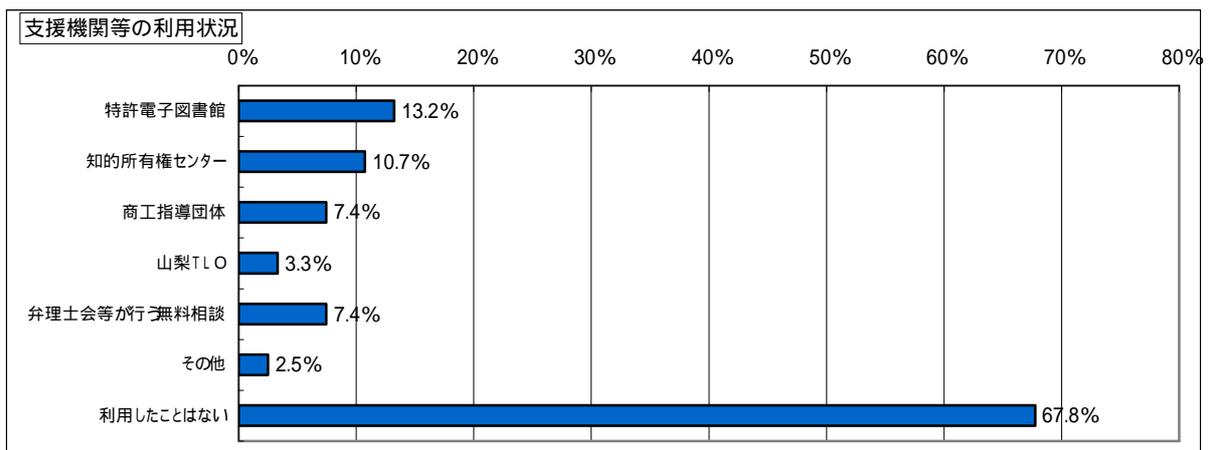
知的財産を管理する専門組織がある企業、職務発明制度等のルールが整備してある企業はともに4%未満とごくわずかである。

また、知的財産を権利化・管理する際の問題点は、「専門組織がない」が5割を超えて最も多く、次いで「人材不足」が約4割となっており、企業内部の問題が大きいことが伺われる。



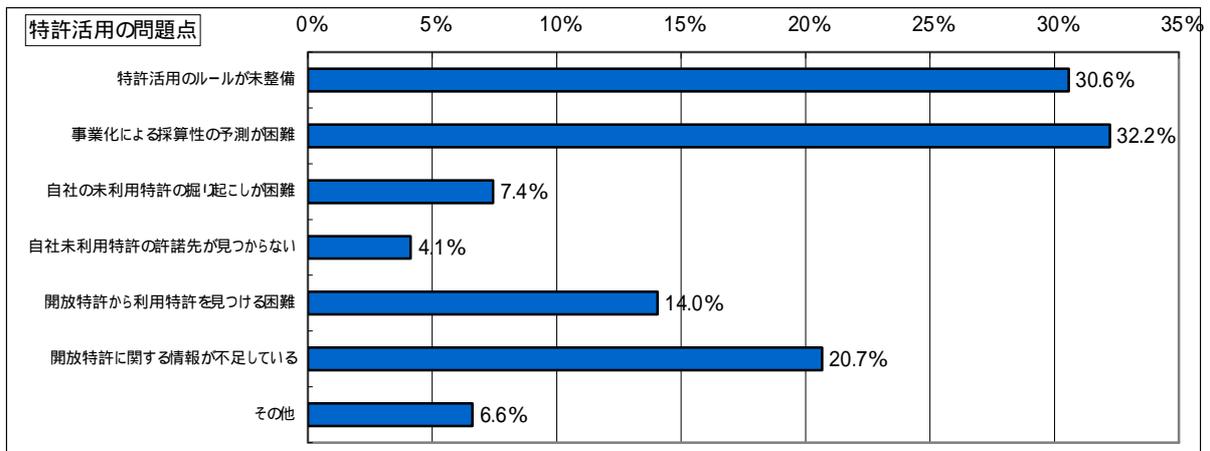
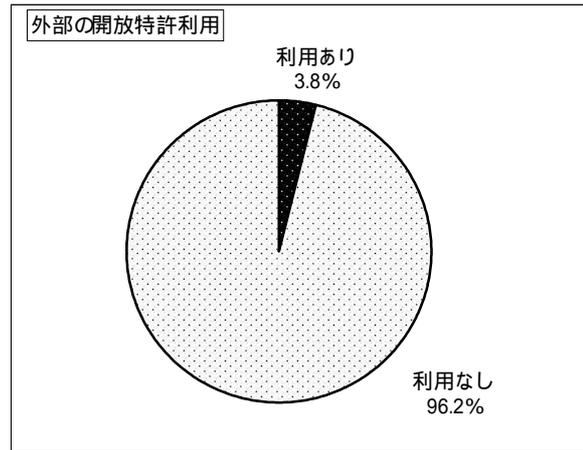
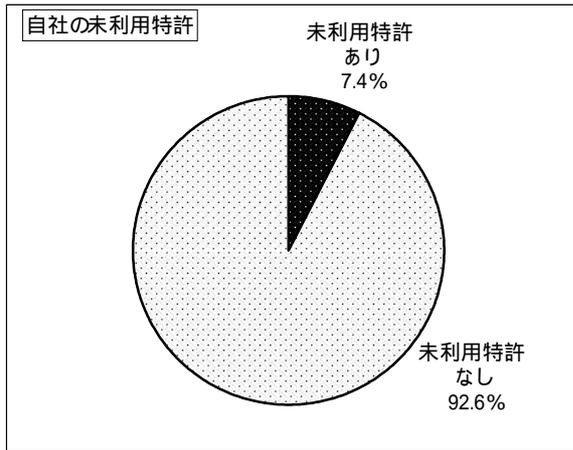
支援機関等の利用状況

知的財産に関する支援機関等の利用状況については、約3分の2の企業が「利用したことはない」としている。また、利用したことのある機関は、特許電子図書館、知的所有権センターが1割を超えているが、他の機関は1割未満の利用である。



特許の活用

未利用特許を保有している企業は7.4%、開放特許を利用している企業は3.8%に留まっている。特許を活用する際の問題点は「事業化による採算性の予測が困難」と「特許活用のルールが未整備」を挙げる企業がそれぞれ3割を超えている。



県の支援策

知的財産の創造、保護、活用をするうえで、必要と思われる県に期待する支援策は、「相談窓口の充実」が25.6%で最も多くなっている。次いで、「研究開発に係る技術援助の実施」「産学官連携による情報交流の促進」「知的財産に係る人材育成研修の実施」の順となっている。

